

概要版

潟上市
第三期子ども・子育て支援事業計画

令和6年12月

潟上市

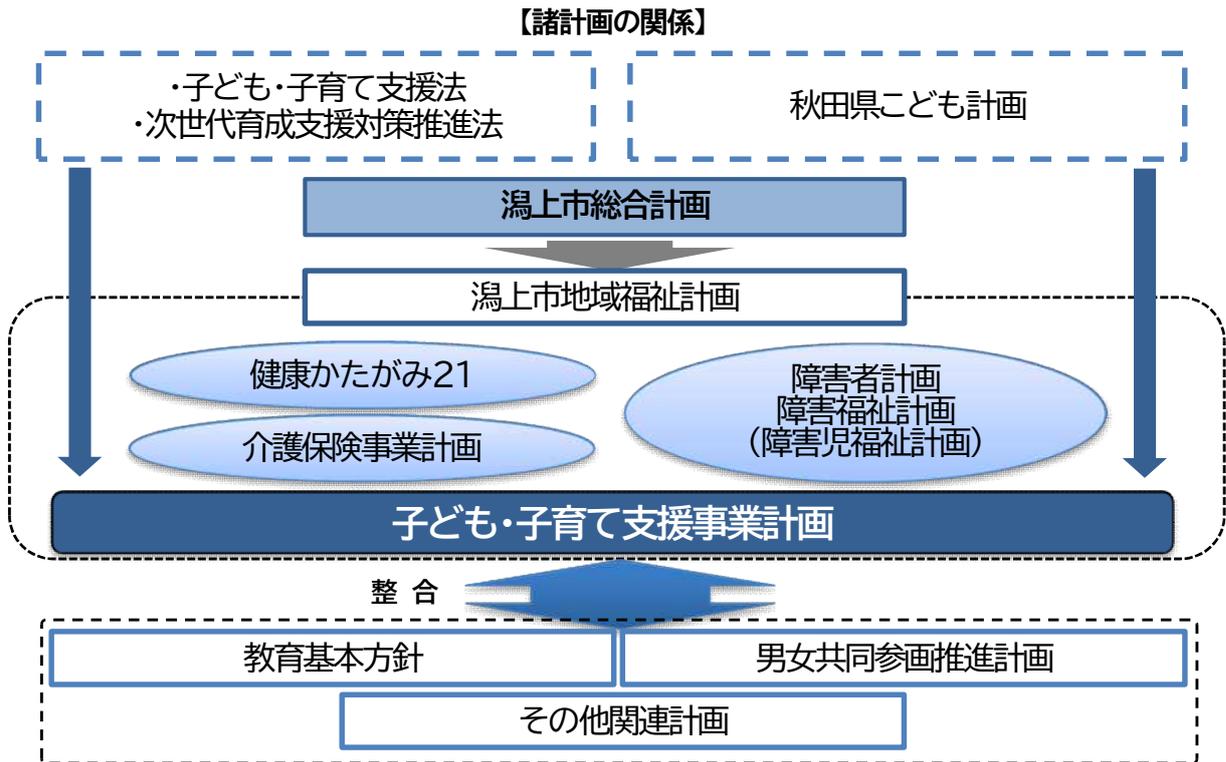
1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

「潟上市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として策定するものです。

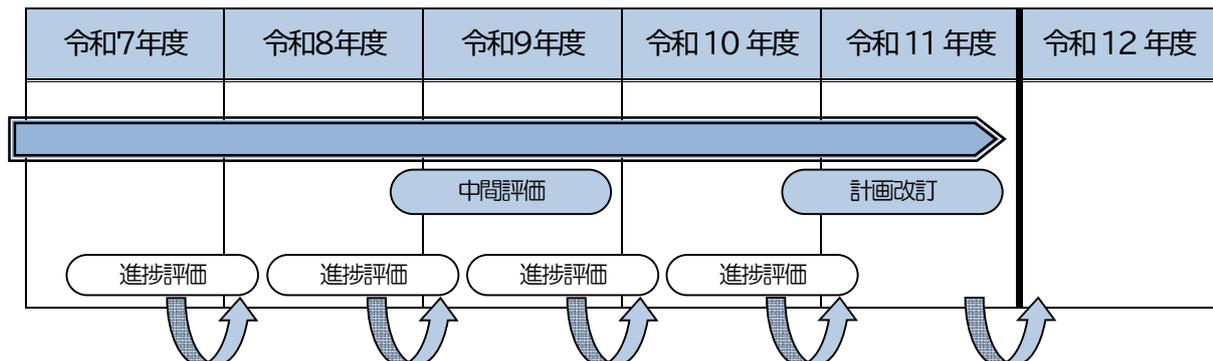
また、次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和17年3月31日までに再延長されたことから、同法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけられます。

上位計画である「第2次潟上市総合計画」やその他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。



(2) 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、計画の見直しを行うものとします。



2 計画の基本的な考え方

(1)基本理念

「子ども・子育て支援制度」においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

本計画においても、前期の基本理念を踏襲し、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

子どもと子育て家庭を
地域社会全体で支援していくまちづくり

(2)基本目標

「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期間が令和 17 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

また、本計画は「子ども・子育て支援法」によることから、基本目標については、「子ども・子育て支援制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画と「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援行動計画を一体的に策定していきます。

基本目標 1：親と子どもの健康の確保と増進

基本目標 2：子どもの心身の健やかな成長の支援

基本目標 3：地域の子育て力を強化する施策の充実

基本目標 4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

基本目標 5：一人一人の特性に配慮したきめ細かい支援の充実

3 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向

子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくり

基本目標1
親と子どもの健康の
確保と増進

1 妊娠期からの支援の充実

2 親子の健康増進

基本目標2
子どもの心身の健や
かな成長の支援

1 子どもたちの健全育成

2 学校環境の整備

3 交流事業の充実

基本目標3
地域の子育て力を強
化する施策の充実

1 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

3 子ども・子育て支援の充実

4 地域・家庭の子育て力の強化

5 ワーク・ライフ・バランスの促進

基本目標4
子どもと子育て家庭
の安全・安心な生活
環境の確保

1 子育てバリアフリーの推進

2 子どもの安全の確保

基本目標5
一人一人の特性に配
慮したきめ細かい支
援の充実

1 障がい児施策の充実

2 ひとり親家庭に対する支援の充実

3 虐待防止対策の充実

施策の展開



●特定不妊・先進医療等不妊治療費助成事業 ●一般不妊治療費助成事業 ●不育症治療費助成事業 ●母子健康手帳の交付
●父子健康手帳の配付 ●妊婦歯科健康診査事業 ●低所得妊婦の初回産科受診料支援事業 ●産前産後家事ヘルパー派遣事業
●多胎妊産婦家事支援事業 ●産前産後サポート事業 ●産婦健康診査受診票及び母乳育児相談補助券の交付
●妊婦のための支援助付事業



●乳児健康診査 ●幼児歯科健康診査 ●乳幼児及び保護者に対する家庭訪問(新生児・未熟児含)・面接及び電話による育児相談
●幼児健康診査 ●臨床心理士による発達相談会 ●5歳児相談事業 ●食育事業 ●予防接種
●乳幼児及び小中高生等の福祉医療費の支給



●子ども会活動 ●児童館活動 ●読書活動の推進 ●ジュニアスポーツ事業 ●スポーツ少年団運営・育成事業
●環境学習の推進 ●児童手当の支給



●学校運営協議会制度の推進 ●教育相談体制の充実 ●確かな学力向上のための学校教育の振興
●キャリア・スタート・ウィーク推進事業 ●外国語教育の充実



●グリーンランドまつりの子ども遊びの広場開設 ●ボランティア団体への支援 ●子ども体験・親子ふれあい体験教室



●保育所 ●幼稚園 ●認定こども園 ●小規模保育事業 ●事業所内保育事業 ●乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)



●延長保育事業 ●預かり保育事業 ●一時預かり事業 ●病児保育事業 ●短期入所生活援助事業(ショートステイ)
●放課後児童クラブ ●妊婦健康診査 ●妊婦の健康相談 ●産後ケア事業 ●乳児家庭全戸訪問事業(こんこちは赤ちゃん事業)
●養育支援訪問事業 ●利用者支援事業(こども家庭センター型) ●地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)
●ファミリー・サポート・センター事業 ●子育て世帯訪問支援事業 ●児童育成支援拠点事業 ●親子関係研習支援事業
●実費徴収に係る補正給付を行う事業 ●多様な事業者の参入促進・能力活用事業



●保育所等の地域の子育て家庭への支援と地域との連携 ●教育・保育施設の整備 ●保育所及び認定こども園苦情解決事業
●放課後子ども教室 ●学校評議員 ●幼小小連携理解推進事業 ●教育・保育アドバイザーの配置



●地域の子育てネットワークづくりへの支援 ●労働時間短縮への働きかけ ●育児休業制度の普及と取得促進の啓発
●事業所内保育施設設置への働きかけ ●仕事との両立に向けた子育て支援相談の充実 ●子育て教室 ●託児サービスの実施
●男性の育児参加推進事業



●育児支援等の制度の周知 ●事業者への情報提供 ●事業所向けのワーク・ライフ・バランス ●休日保育



●公共施設のバリアフリー化 ●公園の整備 ●安全な道路環境の整備



●「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置促進 ●防犯灯の整備促進 ●交通安全・防犯・防災教育の充実



●障がい児保育事業 ●特別支援教育の充実 ●特別児童扶養手当事業 ●重度心身障害児福祉医療費の支給



●児童扶養手当事業 ●ひとり親家庭の児童福祉医療費の支給 ●ひとり親家庭日常生活支援事業



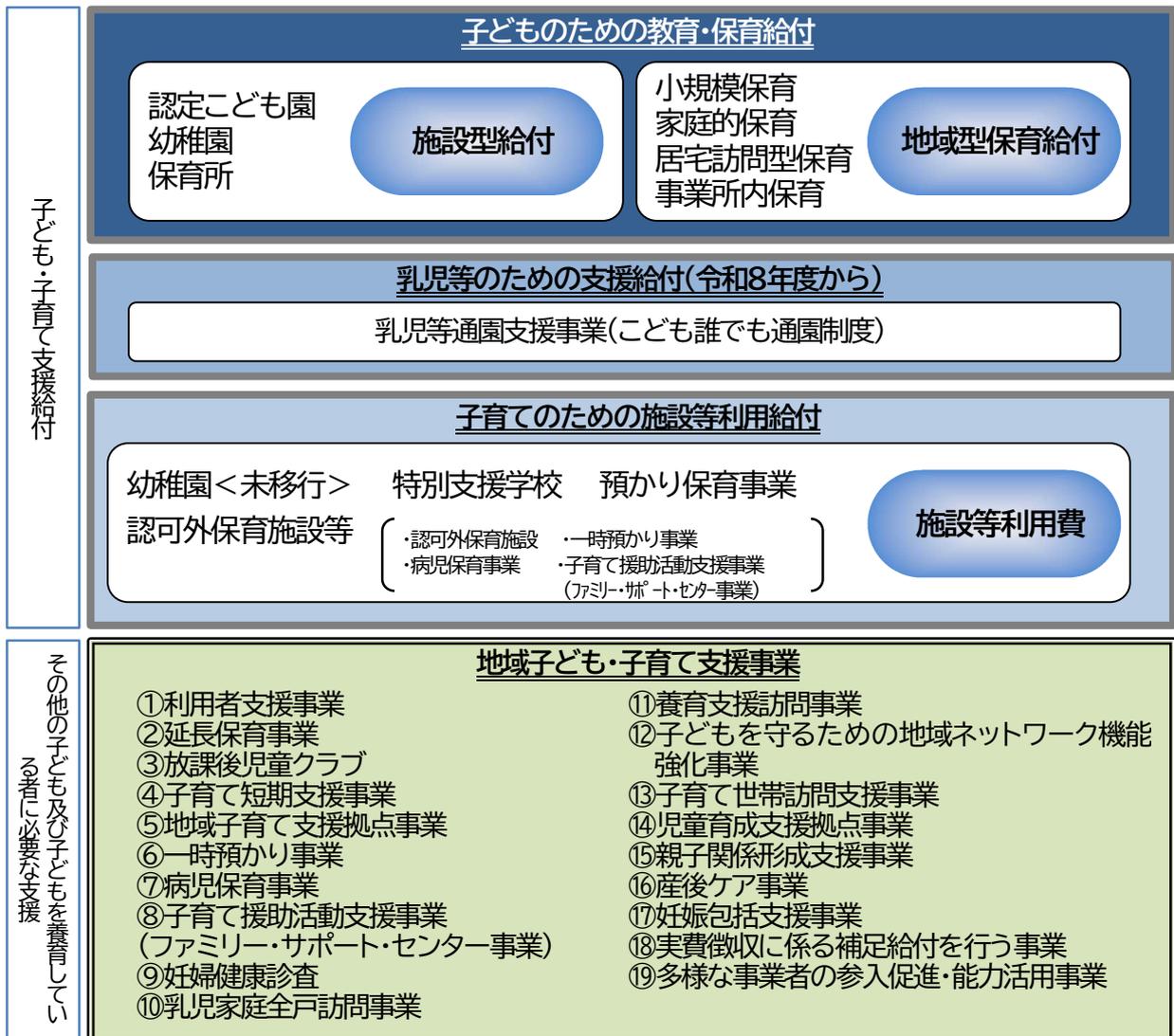
●虐待発生予防・早期発見・早期対応等 ●関係機関との連携等 ●要保護児童対策地域協議会

4 子ども・子育て支援新制度

(1) 全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。令和4年の改正児童福祉法施行に伴い「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が創設され、令和6年6月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「妊婦等包括相談支援事業」「こども誰でも通園制度」が創設され、「産後ケア事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援として給付される「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の3つの枠組みから構成されます。



(2) 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業の量の見込みの推計については、国から標準的な考え方が示されていますが、より地域の実情を反映した推計とするため、標準的な考え方による推計結果をベースとして、これまでの実績を踏まえて調整し最終的な量の見込みを設定しました。

教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」、「確保の内容(提供体制)」は以下のとおりです。

① 1号認定(認定こども園)の量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	96	89	82	82	83
確保の内容②		175	175	160	160	160
内訳	認定こども園	175	175	160	160	160
	上記以外	0	0	0	0	0
差異(②-①)	人	79	86	78	78	77

② 2号認定(保育所、認定こども園)の量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	468	432	460	455	464
確保の内容②		595	605	555	555	555
内訳	保育所	144	154	164	164	164
	認定こども園	451	451	391	391	391
差異(②-①)	人	127	173	95	100	91

③ 3号認定(保育所、認定こども園、小規模保育等)の量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み①	人	341	391	377	375	369	
内訳		0歳児	107	95	95	94	93
		1歳児	107	136	136	136	136
		2歳児	127	160	146	145	140
確保の内容②	人	296	356	459	459	459	
内訳		0歳児	73	78	95	95	95
		1歳児	93	118	154	154	154
		2歳児	130	160	210	210	210
差異(②-①)	人	△45	△35	82	84	90	
内訳		0歳児	△34	△17	0	1	2
		1歳児	△14	△18	18	18	18
		2歳児	3	0	64	65	70

④ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	15	15	15	15	15
確保の内容②		15	15	15	15	15
差異(②-①)		0	0	0	0	0

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容

各種地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制は次のとおりです。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	量の見込み①	か所	4	4	4	4	4
	確保の内容②		4	4	4	4	4
	②-①		0	0	0	0	0
延長保育事業	量の見込み①	人	973	943	989	981	988
	確保の内容②		973	943	989	981	988
	②-①		0	0	0	0	0
	箇所数		か所	5	5	4	4
放課後児童健全育成事業	量の見込み①	人	445	438	402	403	377
	確保の内容②		515	515	515	515	515
	②-①		70	77	113	112	138
	箇所数		か所	7	7	7	7
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み①	人日	5	5	0	0	0
	確保の内容②		10	10	10	10	10
	②-①		5	5	10	10	10
	箇所数		か所	3	3	3	3
地域子育て支援拠点事業	量の見込み①	人日	309	316	324	322	321
	確保の内容②		309	316	324	322	321
	②-①		0	0	0	0	0
	箇所数		か所	1	1	1	1
一時預かり(幼稚園在園児)	量の見込み①	人日	377	348	366	362	368
	量の見込み②		377	348	366	362	368
	②-①		0	0	0	0	0
	箇所数		か所	4	4	3	3
一時預かり(幼稚園以外)等	量の見込み①	人日	1,029	997	1,004	995	1,003
	確保の内容②		1,029	997	1,004	995	1,003
	②-①		0	0	0	0	0
	箇所数		か所	3	3	3	3
病児保育事業	量の見込み①	人日	245	237	239	237	239
	確保の内容②		350	350	350	350	350
	②-①		105	113	111	113	111
	箇所数		か所	2	2	2	2
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・ヘルパー(就学児のみ))	量の見込み①	人日	151	152	168	164	155
	確保の内容②		151	152	168	164	155
	②-①		0	0	0	0	0
	箇所数		か所	1	1	1	1
妊婦健康診査	量の見込み①	人	169	168	159	157	157
	確保の内容②		169	168	159	157	157
	②-①		0	0	0	0	0
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み①	人	156	155	155	153	153
	確保の内容②		156	155	155	153	153
	②-①		0	0	0	0	0
養育支援訪問事業	量の見込み①	人	1	1	1	1	1
	確保の内容②		1	1	1	1	1
	②-①		0	0	0	0	0
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み①	人日	60	60	60	60	60
	確保の内容②		60	60	60	60	60
	②-①		0	0	0	0	0
児童育成支援拠点事業	量の見込み①	人	0	0	0	0	0
	確保の内容②		0	0	0	0	0
	②-①		0	0	0	0	0
親子関係研修支援事業	量の見込み①	人	0	2	2	3	3
	確保の内容②		0	2	2	3	3
	②-①		0	0	0	0	0
産後ケア事業	量の見込み①	人	101	114	127	139	152
	確保の内容②		101	114	127	139	152
	②-①		0	0	0	0	0
妊娠包括支援事業	量の見込み①	人	468	465	465	459	459
	確保の内容②		468	465	465	459	459
	②-①		0	0	0	0	0

潟上市 第三期子ども・子育て支援事業計画
令和6年12月

発行

潟上市 福祉保健部 子育て応援課
電話 018-853-5362

FAX 018-853-5233